

豊丘村競争入札における一抜け方式運用基準

(令和7年9月)

(主旨)

第1 この基準は、豊丘村が発注する競争入札における一抜け方式に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この基準において、「一抜け方式」とは、対象とする複数の建設工事等の案件において、あらかじめ落札決定順位（開札の順番）を定めておき、決定順位上位の案件の落札者等をその後開札する入札から除外し、落札者等を決定する入札方式をいう。

(適用要件)

第3 一抜け方式は、次の各号の全てに該当する案件を対象として適用できるものとする。

- (1) 同一の発注者によるものであること。
- (2) 同一日に公告等を行い、かつ、同一日に開札を行うものであること。
- (3) 発注工種が同一であること。
- (4) 入札参加資格要件が同一又は重複する区分であること。
- (5) 実質的な工期が重複すること。

(入札の公告)

第4 入札に付するときは、次の各号を入札公告又は指名通知に明示するものとする。

- (1) 一抜け方式を適用する案件であること。
- (2) 落札決定順位

(留意事項)

第5 一抜け方式の執行にあたっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 一抜け方式を適用した案件の落札決定順位は、基本的に予定価格が高いものからとする。
- (2) 開札前に入札中止となった場合又は落札決定順位上位の案件が不調あるいは不落となった場合は、その案件を除外し、次順位以降の案件の入札及び開札を行うものとする。
- (3) 一抜け方式を適用した案件の落札者等となった者は、以降の一抜け方式を適用した落札決定順位下位の案件における入札に参加できないものとする。
- (4) 一抜け方式を適用した案件で、郵便による入札で落札者等となった者は、以降の一抜け方式を適用した落札決定順位下位の案件における郵便による入札は無効とする。
- (5) 一抜け方式を適用した案件で、建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）が落札者となった場合は、以降の一抜け方式を適用した落札決定順位下位の案件に

において当該共同企業体及び共同企業体構成員の全ての者の入札を無効とする。

- (6) 一抜け方式を適用した結果、落札決定順位下位の案件において当該入札の参加者が1者となる場合、1者であっても入札を執行するものとする。
- (7) 一抜け方式を適用した結果、落札決定順位下位の案件において当該入札の参加者が先に執行した落札決定順位上位の案件の落札者のみとなった場合は、一抜け方式を適用しないものとする。

(その他)

第6 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。